

東京社会保険協会

# 社会保険新報

3

MARCH

平成26年/No.761

## 目次

- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
  - ・ 平成26年度の健康保険料率は据え置きとなりますが、介護保険料率は上がります／2
  - ・ 平成26年度の健診は4月からスタートします／3
- 日本年金機構からのお知らせ
  - ・ 産前産後休業期間中の保険料免除制度について／4
  - ・ 資格取得届・喪失届の提出について／5
  - ・ 国民年金ひとことメモ／5
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
  - ・ 平成26年度の健康診断 予約受付中／6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
  - ・ 平成26年度の事業予定と平成25年度の事業結果／7
  - ・ 東京社会保険協会会員新規加入のご案内／8
- すいそう
  - ・ 東西南北／8

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

**平成26年度の健康保険料率は据え置きとなりますが、介護保険料率は上がります**

協会けんぽの健康保険料率については、昨年、健康保険法等が改正されたことを踏まえ、準備金を取り崩すことにより、平成26年度も引き続き、平成25年度の保険料率、**東京支部については9.97%（全国平均10%）に据え置く**ことができました。

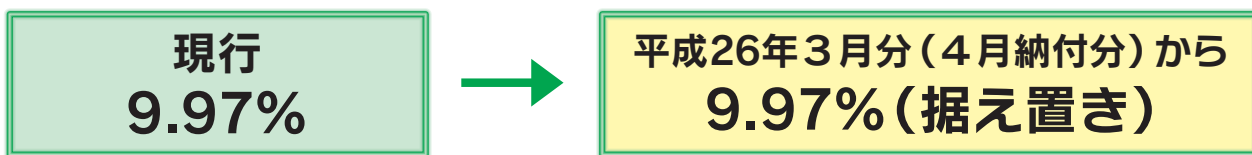
しかしながら、介護保険については、介護給付費が年々増加しているため、協会けんぽの負担額（介護納付金）も増加し、介護保険料を据え置いた場合、収入が700億円程度不足することが見込まれるため、平成26年3月分（4月納付分）より、**介護保険料率は引き上げ**となります。

なお、介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者が負担する介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者（介護保険第2号被保険者）が負担する介護保険料（労使折半）等によって支えられています。

協会けんぽとしては、財政基盤の強化、加入者・事業主の皆様の負担軽減のため、協会けんぽに対する国庫補助率を法律上限20%へ引き上げるとともに、高齢者医療をはじめ制度全体の見直しを、国や関係方面に強く訴えてまいります。加入者・事業主の皆様のご理解とご協力をお願いします。

**協会けんぽ東京支部の平成26年度保険料率**

**健康保険料率**



**介護保険料率**



- 40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者は、全支部一律の介護保険料率が加算されます。
- 任意継続被保険者は、健康保険料率・介護保険料率とも4月分（4月納付分）からの適用となります。

**今後の健康保険料率は、もう上がらないの？**

平成25年度に引き続き、平成26年度も据え置くことができましたが、中長期的には、医療費の伸びが、保険料収入のもととなる被保険者の皆様の賃金（＝月給＋賞与）の伸びを上回り続けると、今の仕組みでは、**保険料率の上昇は避けられません。**

**保険料率を上げないための協会けんぽの取り組み**

今後も引き続き、**国庫補助率の20%への引き上げ**および**高齢者医療制度の見直し**を強く国に要望することに加え、**いっそうの経費節減に努める**一方、医療費の伸びを抑えるために、以下のような取り組みを行ってまいります。

**健康づくりのための対策**

- |                   |                      |                |
|-------------------|----------------------|----------------|
| 健診・保健指導などの保健事業の推進 | 病気の予防・早期発見についての情報の発信 | 健康づくりに役立つ情報の発信 |
|-------------------|----------------------|----------------|

**医療費適正化対策**

- |                    |                       |            |
|--------------------|-----------------------|------------|
| 医療費支払審査（レセプト点検）の強化 | ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及活動 | 被扶養者資格の再確認 |
|--------------------|-----------------------|------------|

●協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者（健康保険組合等）にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111）まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

**平成26年度の健診は4月からスタートします**  
年に一度は健診を受けましょう

協会けんぽでは、加入者の皆様の健康の保持・増進のため、**加入者ご本人（被保険者）**を対象にした**生活習慣病予防健診**と、**加入者ご家族（被扶養者）**を対象にした**特定健康診査**を行っています。

**どんな健診？**

**35歳から74歳の加入者ご本人（被保険者）には**

**生活習慣病予防健診**

メタボリックシンドロームをはじめ、がんや糖尿病など、主に**生活習慣によって引き起こされるさまざまな疾病の予防のための検査**を行います。

また、検査項目は、特定健康診査や企業の定期健康診断の検査項目を含んだ総合的な健診内容となっています。

**検査の内容等、詳しいご案内は、3月末に事業主の皆様へお送りします。**

**40歳から74歳の加入者ご家族（被扶養者）には**

**特定健康診査**

**メタボリックシンドロームに着目した検査**を行います。受診の際には、**受診券**と**健康保険証**が必要です。

平成25年度に引き続き、平成26年度も、**特定健康診査受診券**を4月中旬までに被保険者のご自宅宛にお送りします。なお、宛先不明等で、被保険者のご自宅にお送りできなかった方の受診券は、事業主の皆様宛にお送りします。被保険者を通じて、ご家族のお手元に届くよう、ご協力をお願いします。

**費用は？**

生活習慣病予防健診および特定健康診査には、どちらも対象者1人につき、**年度内（4月～翌年3月）1回**に限り、**費用補助**があります。詳しくは、『社会保険新報』平成26年4月号に掲載予定です。

**健診後は、特定保健指導を！**

生活習慣病予防健診や特定健康診査を受診された40歳から74歳の方のうち、メタボリックシンドロームのリスクがあり、**特定保健指導**の対象と判定された**加入者ご本人（被保険者）は無料**で、**加入者ご家族（被扶養者）は指定機関にて割引料金**で、特定保健指導をご利用いただけます。

健診は受けるだけでなく、健診結果を正しく理解して、その後の生活や健康づくりに活かすことが大切です。

**特定保健指導の対象者**

特定保健指導の対象となる方は、健診結果から、**内臓脂肪蓄積の程度（腹囲やBMIなど）、心疾患などのリスク要因（高血圧、高血糖、脂質異常）の数および喫煙の有無**により判定されます。専門家から生活習慣改善のアドバイスが受けられます。ご案内が届いた際には、ぜひご利用ください。

**事業主の皆様へ 生活習慣病予防健診のお申し込みに便利です**

生活習慣病予防健診は、インターネットを通じて一括申し込みができます。**生活習慣病予防健診対象者のデータ**と専用Excelツール「Opti（オプティ）\_Ver.2」をインターネット経由で**ダウンロード**していただき、健診機関に予約した内容等を入力後、**一括アップロード（電子申請）**ができます。ご担当者の事務負担軽減につながります。ぜひご利用ください。

**ご利用方法**

- 1 協会けんぽ「情報提供サービス」を通じて、事業所のユーザID・パスワードを取得
- 2 ホームページから健診対象者のデータおよび専用Excelツール「Opti\_Ver.2」をダウンロード
- 3 健診機関に予約し、健診申込者の予約内容をまとめて、申し込みデータを作成
- 4 ホームページから申し込みデータをアップロードしてお申し込み

申し込みデータのアップロード受付を、**平成26年3月3日**から行っています。ユーザIDの取得方法などの詳細については、協会けんぽホームページ「インターネットサービス」をご覧ください。

**健診は、病気の早期発見や生活習慣を見直すきっかけとなります。年に一度は健診を受けましょう。**

**お申し込み（郵送）**

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階  
全国健康保険協会 東京支部 保健グループ

**お問い合わせ（電話）**

**健診専用ダイヤル：03-6853-6555**

※類似した電話番号の個人・法人様へのかけ間違いが多発しています。番号をよくお確かめのうえ、お電話くださいますようお願いいたします。

**受付時間：平日の午前9時～午後5時（年末年始を除きます）**

協会けんぽ

検索

- 健診実施機関一覧等、詳しくは、協会けんぽ東京支部ホームページをご覧ください。 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
- 申請書のダウンロードもできます。

**●協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。**

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111）まで

## 産前産後休業期間中の保険料免除制度について

次世代育成支援として、産前産後休業を取得した方は、平成26年4月から、育児休業と同様に保険料免除（健康保険料・厚生年金保険料）が受けられます。

### 産前産後休業期間中の保険料免除

平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方が対象となります。産前産後休業期間中（産前42日（多胎妊娠の場合は、98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）の保険料が免除されます。事業主等であっても、被保険者であれば産前産後休業期間中の保険料免除を受けられます。ただし、事業主等は、育児休業等期間中の保険料免除は受けられません。

#### 〈手続き〉

事業主の方は、**産前産後休業期間中**に、**産前産後休業取得者申出書**を年金事務所へ提出してください。

#### 〈免除期間〉

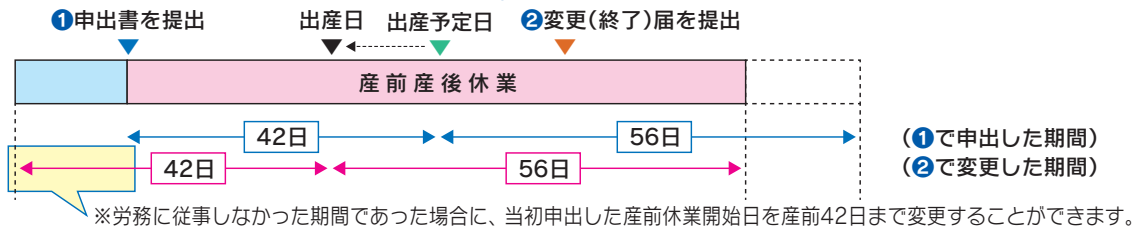
保険料の徴収が免除される期間は、**産前産後休業開始月から終了日の翌日の月の前月**（産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月）までです。免除期間中も被保険者資格に変更はなく、将来、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

### 事例1 出産前に産前産後休業期間中の保険料免除を申し出た場合

#### 1. 出産予定日より前に出産した場合

- ① 産前休業開始後に、**産前産後休業取得者申出書**を提出 ② 出産後に、**産前産後休業取得者変更(終了)届**を提出

イメージ



#### 2. 出産予定日より後に出産した場合

- ① 産前休業開始後に、**産前産後休業取得者申出書**を提出 ② 出産後に、**産前産後休業取得者変更(終了)届**を提出

イメージ



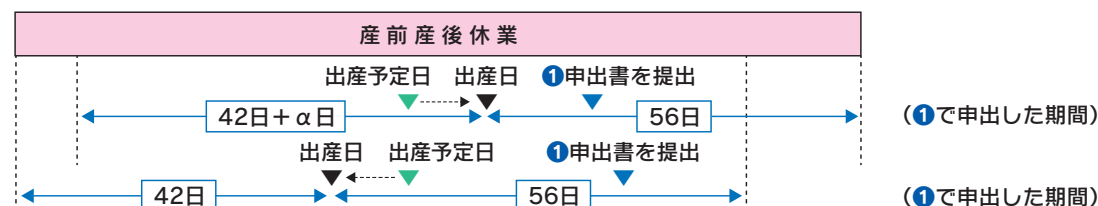
#### 3. 出産予定日に出産した場合

- 産前休業開始後に、**産前産後休業取得者申出書**を提出。
- その後、出産予定日に出産した場合は、産前産後休業取得者変更(終了)届の提出は不要。

### 事例2 出産後に産前産後休業期間中の保険料免除を申し出た場合

- ① 出産後に、**産前産後休業取得者申出書**を提出。（出産予定日、出産日の両方を申しします。）

イメージ



### 事例3 産前産後休業終了予定日の前までに産前産後休業を終了した場合

- 当初申し出した産前産後休業終了予定日よりも前に産前産後休業を終了した場合は、**産前産後休業取得者変更(終了)届**により終了日を提出。（産前産後休業終了予定日どおりに終了した場合は、届出は不要。）

健康保険組合にご加入の方の手続きについては、各健康保険組合へお問い合わせください。



## 資格取得届・喪失届の提出について

従業員を採用したときや、従業員が退職（死亡）したときは、**被保険者資格取得届**または**被保険者資格喪失届**の提出が必要です。3月・4月は、人事異動や採用の増える時期です。事業主の方は、提出漏れがないようお願いします。

### 従業員を採用したとき【被保険者資格取得届】

従業員を採用したときは、**資格取得日から5日以内に、被保険者資格取得届**を提出してください。

資格取得日	事実上の使用関係が発生した日となります。試用期間の定めがあっても、事実上の使用関係が生じていれば、その開始日が資格取得日となります。
被扶養者の届出等	扶養する家族がいる場合は、 <b>被扶養者（異動）届</b> をあわせて提出してください。配偶者が被扶養者となる場合には、 <b>国民年金第3号被保険者該当関係届</b> も必要です。配偶者が20歳以上60歳未満で厚生年金保険（共済組合等）の被保険者（組合員等）でない場合は、原則として、国民年金第3号被保険者となります。
基礎年金番号の確認	事業主の方が年金手帳または基礎年金番号通知書（以下、「年金手帳等」といいます。）と資格取得届に記載された内容を照合・確認した場合には、 <b>年金手帳等の添付を省略</b> できます。基礎年金番号記入欄が空欄の場合（再交付申請書を添付の場合等を除きます。）には、資格取得届を一度返却しますので、再度ご確認のうえ、再提出をお願いします。

### ●健康保険被保険者資格証明書の交付について（全国健康保険協会管掌健康保険）

各種届出が集中する3月下旬から4月の期間は、**健康保険被保険者資格証明書**の交付に日数を要する場合があります。ご了承ください。早急な受診予定がない方については、2週間程度で送付される**健康保険被保険者証**をお待ちいただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

### 従業員が退職（死亡）したとき【被保険者資格喪失届】

従業員が退職（死亡）したときは、**資格喪失日から5日以内に、被保険者資格喪失届**を提出してください。

資格喪失日	<b>退職日（死亡日）の翌日</b> となります。月の末日に退職（死亡）した場合は、翌月の1日が資格喪失日となります。資格喪失届の備考欄に、退職または死亡した年月日を記入してください。
健康保険被保険者証等の添付	全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入していた場合は、 <b>本人および家族の健康保険被保険者証、高齢受給者証等を必ず添付</b> してください。紛失・き損により添付できない場合には、 <b>健康保険被保険者証回収不能・減失届</b> をあわせて提出するか、添付できない理由を、資格喪失届の備考欄に記入してください。
退職された方の国民年金の加入手続き	60歳未満の方が会社を退職され、すぐに再就職して厚生年金保険等の被用者年金に加入しない場合は、国民年金の加入手続きが必要です。 <b>退職日の翌日から14日以内</b> に、年金手帳等を持参のうえ、お住まいの区市町村役場で国民年金の加入手続きをお願いします。

## 国民年金ひとことメモ

## 国民年金保険料免除制度④

**国民年金保険料の免除等について、平成26年4月から、さかのぼって申請できる期間が長くなります。**

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、本人の申請により、保険料の納付が**免除または猶予される制度（保険料免除制度、若年者納付猶予制度、学生納付特例制度）**があります。現在、国民年金保険料の免除（猶予）は、申請前直近の7月（学生納付特例制度は4月）以降の月が対象となっていますが、平成26年4月から、**過去2年分までさかのぼって申請**することができるようになります。

なお、現行と同様に、1枚の申請書で申請できるのは、7月から翌年6月まで（学生納付特例制度は4月から翌年3月まで）の12か月間となります。必要に応じて複数の申請書の提出をお願いします。申請後に、所得による審査を行い、決定されます。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** **保育室完備** からのお知らせ

## 平成26年度の健康診断 予約受付中

フィオーレ健診クリニックでは、平成26年度（平成26年4月2日～平成27年3月31日）の各種健康診断のご予約を受け付けています。お早めに、当健診クリニック予約専用ダイヤルまで電話でご予約ください。また、健康保険組合ごとに予約方法・受診期間等が異なります。加入先の健康保険組合のホームページや案内冊子などでご確認のうえ、お申し込みください。

### 健診フロアの移設および拡充予定（8月から随時）

より多くの皆様に快適にご利用いただけるよう、健診フロアを改修し、各健診コースの受診枠も拡大予定です。

改修予定	<b>3 F</b> <b>健診フロア（男性）</b> 9月リニューアルオープン予定 9月から、2Fに加え3Fも男性の方をメインとした健診フロアとなります。
	<b>B 1 F</b> <b>女性専用フロア&amp;専用ラウンジ</b> 8月リニューアルオープン予定 8月から、女性の方専用の健診フロアとなります。健診終了後は、専用ラウンジでおくつろぎいただけます。

### 受付時間

健診コース	曜日	午前の部					午後の部				
		8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	12:30	13:00	13:30	14:00
人間ドック・シルバードック	月曜日～金曜日	●	●	●	●	●		●	●		
	土曜日	●	●	●	●	●					
生活習慣病（予防）健診・主婦健診・若年層健診PLUS	月曜日～金曜日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	土曜日	●	●	●	●	●	●				
若年層健診・定期健康診断	月曜日～金曜日		●	●	●	●	●	●	●	●	●
	土曜日		●	●	●	●	●				

### 健診実施日

- **月曜日～金曜日**（祝日を除きます。） 4月1日（火）はメンテナンスのため、健診フロアを休診とさせていただきます。
- **土曜日** 午前の部のみ健診を実施しています。平成26年度の日程は、以下のとおりです。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
26日	10・24日	7・21日	5・26日	23日	6・20日	18日	15日	6日	24日	21日	14日

### 予約方法

健診は予約制となっています。お手元に健康保険証をご用意のうえ、予約専用ダイヤル（TEL 03-5287-6211）までお電話ください。予約状況は <http://www.k-fiore.jp/yoyaku/index.html> をご覧ください。

- オプション検査は、健診当日のお申し込みが可能です。（脳検査・MRIレディース検査・喀痰検査を除きます。）  
オプション検査のご案内 <http://www.k-fiore.jp/checkup/option/index.html> をご覧ください。
- 保育室の利用を希望される方は、健診のご予約の際にお申し込みください。

### 巡回健診車による各種健診も実施しています

詳細は、巡回健診（健診車）のご案内 <http://www.k-fiore.jp/checkup/jyunkai/index.html> をご覧ください。巡回健診のご予約・お問い合わせは、TEL 03-5287-6217 までお電話ください。

## フィオーレ健診クリニック

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211 お問い合わせ TEL 03-5287-6217

健診およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。

フィオーレ健診クリニック

検索

### 電話受付時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00  
土曜日健診実施日 9:00～12:00

東京社会保険協会からのお知らせ

平成26年度の事業予定と平成25年度の事業結果

東京社会保険協会では、会員事業所の皆様に各種特典を提供しています。平成26年度の事業予定と平成25年度（10月以降）に開催した事業状況をお知らせします。

平成26年度の事業予定

- 夏の日帰りバスツアー
- 秋の高尾山薬王院 法話と薬膳料理
- 東京ディズニーリゾート®特別利用券の配布
- 社会保険事務講習会・年金シニアライフセミナー等の開催
- 『協会だより』（4月・7月・11月）の発行、『支部報』の随時発行
- プリンスホテルほか、契約宿泊施設の割引
- としまえん、よみうりランド等のレジャー施設の割引
- 会員向け健診コース（人間ドック限定・12月～27年3月）の実施
- 会員向け検査（脳検査・心臓ドック）の実施

事業内容は変更になる場合があります。詳細等は、決まり次第、『社会保険新報4月号（WEB版）』『協会だより No.28』でご案内します。

平成25年度後半の事業状況報告

● 鳥越俊太郎氏による講演会

平成25年11月6日（水）、千代田区の日本教育会館一ツ橋ホールで開催しました。多数の方々にご参加いただき、ありがとうございました。



● 脳検査・心臓ドックの受診状況（平成26年度2月末現在）

脳検査	心臓ドック
646名	33名

● 東京ディズニーリゾート®・パーク・ファン・パーティ

平成26年3月8日（土）、東京ディズニーランドのトゥモローランド・テラスで、ディズニーの仲間たちの楽しいオリジナルショーや抽選会を開催しました。応募者1,866名で抽選を行い、300名の皆様にご参加いただき、楽しんでいただきました。



©Disney

● レジャー施設の利用状況（平成26年1月末現在）

としまえん・庭の湯	東京サマーランド	よみうりランド	横浜・八景島シーパラダイス
1,959名	1,820名	1,341名	1,267名
大江戸温泉物語	東武動物公園	新江ノ島水族館	サンリオピューロランド
1,259名	1,016名	615名	240名

## 東京社会保険協会からのお知らせ

## 東京社会保険協会会員新規加入のご案内

本会は、社会保険事務講習会、年金シニアライフセミナー、契約宿泊施設の割引、レジャー施設の割引、健康診断などの事業を通じ、社会保険制度の周知と皆様の健康づくりのお手伝いをさせていただいています。これらの事業については、年1回お願いしている協会費を唯一の財源として実施しています。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

特典案内・入会のお申し込みは、  
<http://www.tosyakyō.or.jp/shibu/index.html> よりご覧いただけます。

お問い合わせは、事業課 (TEL 03-5292-3596) までご連絡ください。



## 桃の節句 我が家の雛人形

編集委員 宗形 陽子



お正月・節分も過ぎ、3月といえば桃の節句「ひな祭り」があります。

我が家のひな祭りは、20数年前に娘が生まれたときから始まりました。娘は2月生まれだったので、

最初のひな祭りは病院で入院中でした。

2年目のひな祭りは、父親が交通事故で入院中のためお雛様を買いに行けず、哀れに思った私の母が小さな瀬戸物の可愛いお雛様を用意してくれました。桃の花と菜の花を飾り、ちらしずしとハマグリのお吸いもの、ひなあられでひな祭りの歌を歌いながら2人だけでお祝いしたのを思い出します。

3年目のひな祭りには、やっとお雛様を買いに行くことができました。近くにお雛様の展示会場があったので見に行きました。昔ながらの豪華な段飾りのお人形や、そのころから流行り始めた省スペースのお内裏様とお雛様だけのきらびやかな飾りのお人形さんやらたくさんあり、どれを選んでいいのか迷ったすえに、豊半豊も占領する三人官女がいる3段飾りの雛人形を購入しました。

届いてからすぐに飾りつけ、子どもが寝た後、一人でじっくりと観賞していました。ところが三人官

女をじいーと見てみると、なんだか変！ えっ、真ん中に座っているお人形さんのまゆ毛の色が他の2体に比べて薄い！ 私の気のせい？ 不良品？ 何となく不吉？ 何なの？ 情けないことに心臓がバクバクしてきました。

早速、購入先に電話を入れて説明したところ、調べて電話をかけ直すとのことでした。不安な気持ちのまま待っていると、女性の担当者から電話がありました。

「三人官女の真ん中の人は、老女なのでまゆ毛が薄く描かれています」

あっ、そうなの…。お礼を言って電話を切りました。そんなの今まで聞いたこともない。私自身、3人姉妹の次女なので、自分を真ん中のお人形さんになぞっていた気持ちがあり、“老女”の位置づけに少しショックを受けました。それからはお店や保育園に飾られているお雛様を見るたびに、必ず三人官女のお人形の顔はチェックするようになりました。

子どもたちが小さかったころは、毎年雛人形を飾りお祝いしていましたが、いつのころからか大きな雛人形は飾らなくなり、小さな雛人形だけになりました。昨年はクリーニング屋さんの奥さんが作ってくれた折り紙の雛人形だけになってしまいました。

少しさみしいです。下の娘が20歳になるまでは飾ろうと思います。ちらしずしも作ってひな祭りをお祝いしましょう。

記事提供／日本年金機構南関東ブロック本部・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部

編集・発行／一般財団法人 東京社会保険協会 〒160-8407 東京都新宿区新宿7-26-9 電話 03(3204)8877(大代表)

URL: <http://www.tosyakyō.or.jp>